**【ＭＣＳ利用上の留意事項】**

別紙１

**１　連携元事業所**

(1) ＭＣＳで患者又は利用者単位のグループを作り、それぞれの患者又は利用者ごとにアクセスする必要のある事業所内外の医療介護従事者のみを招待して患者又は利用者単位のチームを作る。１つのグループで複数の患者又は利用者個人情報が混在するような運用は避ける。

(2) 該当するＭＣＳユーザーが辞めた時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者グループごとに、参加しているメンバーが適切であるかどうかの精査を行う。

(3) 連携元事業所の変更などの事由により、自施設において同意を取得し、ＭＣＳに登録した患者情報の管理権限を他施設へ移行する場合、移行先の施設で患者情報の適切な取り扱いを行い、個人情報保護に責任を負う旨の承諾を得た上、移行を行う。また、他施設において同意を取得しＭＣＳに登録された患者情報の管理権限を自施設に移行する場合、当該患者情報の主たる管理責任を負うことになるため、事前に自施設において患者本人の同意を改めて取得しなおすこと。

(4) ＭＣＳを利用しなくなった患者又は利用者について、「保管機能」を使って速やかに保管庫に移す。

(5) ＭＣＳが利用できなくなった場合のバックアッププラン（口頭や電話、ＦＡＸなど別の連絡手段）を定め、患者グループのメンバーに周知しておく。

**２　ＭＣＳ管理者**

(1) ＭＣＳの安全かつ適正な運用管理を図り、ＭＣＳユーザーの不正利用が発生した場合等は、そのＭＣＳユーザーの利用を制限もしくは禁止する権限を有する。

(2) ＭＣＳ管理者も、以下に示すＭＣＳユーザーの利用方法を遵守する。

(3) ＭＣＳのシステム異常を発見、報告を受けた場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。

(4) 不正アクセスを発見した場合、速やかに市に連絡しその指示に従うこと。

**３　ＭＣＳユーザー**

(1) 情報セキュリティに十分に注意し、ＭＣＳのＩＤやパスワードを、事業所スタッフを含むＭＣＳユーザー本人以外の者に利用させたり、情報提供したりしてはならない。

(2) 患者グループに招待を受けたＭＣＳユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。

(3) 各患者グループへの書き込みは、その患者又は利用者に関することのみとし、別の患者又は利用者の情報を書き込まない。ＭＣＳの位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報共有の場として利用する。

(4) ＭＣＳ内のファイルについて、信頼できない利用者のものはダウンロードしない。

(5) ＭＣＳ内に投稿されたＵＲＬ（リンク）について、信頼できない利用者のものや怪しいものにはアクセスしない。

(6) 自分が担当からはずれた時には、速やかに該当する患者グループのメンバーから「解除」を行う。

(7) 事業所を辞めた時など、ＭＣＳを利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。

(8) 書き込みに際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示すること。

(9) 投稿内容や投稿先などに誤りや不適正なものがあった場合、速やかにメッセージを削除すること。

(10) 与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。

(11) ＭＣＳのシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかにＭＣＳ管理者に報告し、その指示に従うこと。

(12) 不正アクセスを発見した場合、速やかにＭＣＳ管理者に連絡しその指示に従うこと。